

南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、南相馬市災害等遺児支援金支給条例（令和3年南相馬市条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給付申請）

第2条 条例第5条の規定により、支援金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 南相馬市災害等遺児支援金支給申請書（様式第1号）
- (2) 戸籍謄本
- (3) 住民票の写し（世帯全員のもの）
- (4) 交通事故証明書
- (5) 国指定の災害により死亡の事実を明らかにすることができる書類

（給付決定）

第3条 市長は、条例第6条の規定により支援金の支給を決定したときは、南相馬市災害等遺児支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支給日）

第4条 支援金は、3月に支給するものとする。ただし、条例第3条第2項の規定による支給の場合は、この限りでない。

（受給資格の喪失）

第5条 支援金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号の一に該当したときは、南相馬市災害等遺児支援金受給資格喪失届（様式第3号）又は南相馬市災害等遺児支援金申請事項変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第2号の要件を欠くに至ったとき
- (2) 遺児が養子縁組により養父母を得たとき
- (3) 遺児が死亡したとき
- (4) 受給者である父または母が結婚したとき

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

南相馬市災害等遺児支援金支給申請書

年 月 日

南相馬市長

住 所 南相馬市
申請者
氏 名

南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則第2条の規定に基づき、次のとおり申請します。

受給者	住 所	南相馬市		
	氏 名		生年月日	年 月 日
	職業又は勤務先			
遺児の父母の状況	失った父母	父 母 の 別	父	母
		氏 名		
		生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	父母を失った原因 (該当する番号に○を記入)	1 交通事故 2 国指定の災害	1 交通事故 2 国指定の災害	
	父 母 を 失 っ た 年 月 日 お よ び 場 所			
遺児	氏 名	生 年 月 日	続 柄	添付書類 1 戸籍謄本 2 住民票の写し 3 交通事故証明書 4 その他
		・	・	
		・	・	
		・	・	
支 援 金 振 込 先	金融機関名	口座番号		口座名義人
		普通・当座		

様式第2号(第3条関係)

南相馬市災害等遺児支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

南相馬市長 印

年 月 日付けで申請のあった南相馬市災害等遺児支援金については、次のとおり(支給・不支給)することに決定したので通知します。

遺 児	条例第4条該当者数	人
遺 児 手 当 の 額	年額	円
遺児支援金の支給 開始年月	年 月	
遺 児 の 氏 名		

様式第3号(第5条関係)

南相馬市災害等遺児支援金受給資格喪失届

年 月 日

南相馬市長

住 所 南相馬市
届出者
氏 名

南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則第5条の規定に基づき、受給資格を喪失したので届け出ます。

喪失事由	
事実発生年月日	年 月 日

様式第4号（第5条関係）

南相馬市災害等遺児支援金申請事項変更届

年 月 日

南相馬市長

住 所 南相馬市
届出者
氏 名

南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則第5条の規定に基づき、受給資格の変更について、次のとおり届け出ます。

受 給 者	住 所	変 更 前	南相馬市			
		変 更 後	南相馬市			
	氏 名	変 更 前				
		変 更 後				
遺 児	変 更 前			変 更 後		
	氏 名		続 柄	氏 名		続 柄
変 更 年 月 日		年 月 日				
変 更 理 由						
備 考						